

古罪せらるゝも、一般市民は却て今回の更生案に附して非難の聲をあつゝ、ある所以である。我他局課従業員も亦、了理事者諸氏の方策に附し探討する不安を抱かざるを得ず、若し理事者諸氏が飽くまで今回の更生案の実施を期し従業員の切実なる要請を踏みにじられるに於ては、生活防衛の立場から金従業員も止むを得ず、敢て其事態を取ることにして、告白する所である。

昭和九年九月四日

誠因吉勲

東京市従業員組合

殿

別記(二)

支那斗爭準備指令

突如省局、鐵道運輸委員会二對スル本部八執務ナリ運動ヲ捲起シ市會或ハ陸軍省、海軍省、内務省、大藏省等ラ歴訪ニ意見ヲ開陳。陳情シ來タル久一般社會ヨリ吾々ニ有利ナ一効、條件ヲ具備サレ多之以上ハ善々ハ最後ノメト、以外ニ何物も無々、支那主體部ハ徹底シテ、アクトモ徹底シテ、本部トノ連絡を完全實踐サレタ

(一)支那八各組斗爭委員二左ノ如ク指令ス

一、各組斗争委員ハ第一第二第三、引揚場所ヲ決定次第第九月

四日午後三時迄、支那首腦部、報告スルコト

一、各組引揚、場所ニ引揚、此際斗争委員會人決定通、各自十

圓也ヲ持寄ルコト

一、女子車掌ハ少く男子ト一組、場所引揚時モト、株主女子